

平成30年第2回定例会 文教常任委員会にて質疑いたしました。

小野寺委員

私からは、がん教育の推進についてお伺いしたいと思います。

今、言うまでもなく日本人の二人に一人ががんになる。三人に一人ががんで亡くなるというそういう時代を迎えて、がんに対する正しい知識というのを子供のときからしっかりと身につけてもらうということが大変重要であると認識しています。これについては、学校教育においても、改訂された新学習指導要領で小学校、中学校、高校の発達段階に応じてがんについて取り扱うと聞いております。

こうした中で、神奈川県でも平成25年3月に策定された神奈川県がん対策推進計画に基づいて、がん教育を推進し、平成26年度から今日まで国の委託事業であるがんの教育総合支援事業を活用して取り組んでいると承知をしております。

そこで、今後のがん教育の推進に当たっての考え方、あるいは展開の方向性についてお尋ねをしていきたいと思うのですが、はじめに、がん教育というのが新しい学習指導要領の中でどのように位置付けられているのか、確認をさせていただきたいと思います。

保健体育課長

新学習指導要領の位置付けでございますが、小学校では教科体育の保健領域で、喫煙、飲酒、薬物乱用と健康、こういった指導内容がございます。この学習指導要領の解説の中で、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにすることと位置付けられております。

中学校では教科体育の保健分野、こちらで生活習慣病などの予防という単元に、がんの予防について新たに指導内容が示されてございます。解説によりますと、がんは異常な細胞であるがん細胞が増殖する疾病であり、その要因は不適切な生活習慣をはじめ様々なものがあることを理解できるようにすると明確に位置付けられました。

また、高等学校では教科保健体育の保健、こちらで生活習慣病などの予防と回復、こちらの内容の取扱いで、がんについても取り扱うものとするとしております。

小野寺委員

がんについては、国での取組はどのようになっているのか。これまでどう進めてきたのか、その動向についてお伺いしたいと思います。

保健体育課長

国での取組でございますが、国では平成26年度よりがんの教育総合支援事業、こちらを行いまして全国のモデル校においてがん教育を実施するとともに、平成28年4月にがん教育の教材や外部講師の活用に関するガイドラインを作成し、

がん教育を推進しております。

また、平成28年12月、がん対策基本法が改正されまして、がんに関する教育を推進するということとされております。平成29年10月には、第3期がん対策推進基本計画が閣議決定されまして、がん対策における横断的な対応が必要とされる基盤として、がん教育、がんに関する知識の普及啓発、こういったものを位置付け、一層の対策を講ずることとされております。

小野寺委員

今のお話ですと、国においても、がん教育の重要性ということに鑑みてこれを推進していくという流れになっていると思いました。

それでは、神奈川県教育委員会として、これまでがん教育にどのように取り組んできたのかお伺いいたします。

保健体育課長

県教育委員会では、平成26年度から文部科学省がんの教育総合支援事業を受託いたしまして、がんに対する正しい理解とがん患者に対する正しい認識及び命の大切さに対する理解を深めることを目的に、モデル事業の実施や教材の作成、教員の研修などについてこれまで継続して取り組んでまいりました。

また、実施に当たりましては専門的見地から協議をし、がん教育を推進するため、がんの専門医や患者会の代表、保護者の代表、学校関係者を構成員とする神奈川県がん教育協議会を設置し、平成29年度からは、外部講師の活用、がん教材等の改善、教員向けの研修、主にこの三つの柱の事業に取り組んで進めているところでございます。

小野寺委員

今、お話のあったがん教育協議会なのですが、これは健康医療局のほうのホームページの中で、平成25年度から28年度まで、どんなことが検討されたかというような検討内容の結果がタイトルだけで箇条書きされているのですが、このがん教育協議会、これは協議の内容というのは公開されていないのですか。我々が読むことはできないかどうか、それを教えてもらいたいののですが。

保健体育課長

協議の項目について、ホームページでという、保健福祉部局のところということでございましたが、記録は公開されているということでございます。

小野寺委員

この協議会に関わっていらっしゃる様々な御専門家の方の御意見というのか、がん対策推進協議会のほうの会議録というのがホームページで公開されているわけです。その中で、メンバーになっている専門家の方の発言というのが幾つか拾うことができるのですが、なかなか分からないので、この場でその協議会で出されている意見の代表的なものを教えていただければと思います。

保健体育課長

昨年度に開催されました協議会の席上の委員の御意見の一部でございますが、例えば、拠点校から講師が派遣できない場合も想定されるので、保健福祉局と医師会の間でも調整を行っていただきたい、これは講師の派遣のところでございます。また、がん患者の体験談として話す内容等について、そういった教員ではない、児童・生徒の前で話すようなときに、どのような話し方をしたらいい

いのかなどのいわゆるマニュアルがあるとよいとの御意見が寄せられているところでございます。

小野寺委員

今、お伺いをすると、がん教育というのが、もちろん学校の教員の方、先生方もそうなのですが、それとともにがんの専門医、常に患者さんの命と向き合っている専門家、そしてまたがん患者さん、そしてがんを経験された方、そういった方々の総合的なお力で推進されるべきなのだろうということが、恐らく協議会の専門家の先生方も思っていると思います。

先ほど中学校の学習指導要領のことも御答弁いただいたのですが、その解説の中で、指導方法の工夫という言葉が出てきます。そこには、保健あるいは医療機関の参画という言葉も載っています。今、申し上げたようにお医者様とか、がん経験者等によるがん教育と、あと学校の先生によるがん教育、がん授業というのですか、それが車の両輪であるというような位置付けがされたということが大きいことなのだろうと思っています。

また、あと先ほどやっぱり御答弁の中にあつた第3期がん対策推進基本計画、これも今度は、これまでは都道府県だけだったのですが、市町村もこういう協議会を立ち上げて進めるというようなことが位置付けられたもので、もちろん国もどれだけ出るか分かりませんが、予算面でも支援をするということでありましたので、その部分しっかりと取り組んでいただきたいなと思っています。

それでは、これまでの取組の中で、外部講師の方を活用したがん教育の研究授業というものを行ってこられたと思いますが、その授業の内容は具体的にどのようなものだったのでしょうか。

保健体育課長

今、御質問ございましたその授業の内容が具体的にどのようなものかということでございますが、ロングホームルームや総合的な学習の時間などを活用しまして、がんの専門家、専門医の方を招き、がんの予防について生活習慣で予防ができることや、がん検診の大切さについて学習したり、がん患者会の方から実際にがんの発見から治療までの体験に基づいた話をしまして、子供たちに伝えたいこと、こういったものをお話しいただいているところでございます。

こうした外部講師を活用した授業を通して、子供たちが将来を通して心身ともに健康な生活を送るためにはどうしたらよいか、命の大切さについて真剣に考えるとこういった授業が行われております。

小野寺委員

神奈川県だけではなくて、他の都道府県でもそういった専門家を入れた授業が行われていて、いろいろな反響があるということを知りました。これは専門家の方にも、やっぱり学校教育の中でそういうことを教えるときにいろいろ留意しなければいけないことも当然あるでしょうし、だから、これから改善しなければいけないようなこともあるのだということは聞いておりますが、神奈川県で行われた研究授業、これでは実際の生徒さん、そして現場の先生、こういった反応でしたのでしょうか。代表的なものがあれば教えていただきたいと思えます。

保健体育課長

こういった研究授業等を通して、生徒からは、がんという言葉だけでは知っていたが、その知識が増えたとか、また、がんというのはとても治らない怖い病気だといったイメージが払拭された、そういった意見。そしてまた、教員でございますが、授業では既に触れているが、専門医の方からの話、これには説得力がある。また、がん教育を広げるに当たっては、配慮の必要な生徒、保護者そういった方々へどのように周知をし、どのように受入れてもらえるのか、そういったことを検討することも併せて必要だというようなお声を頂いております。

小野寺委員

子供たち、そしてまた現場の先生たち、様々な御意見が上がってまいりましたが、先ほど外部講師の活用ということで、専門医の先生方ももちろんこれも、今、お話のあったように説得力のあるそういう講義をしてくださる。あるいはそれだけではなくて、実際にがんの患者団体の方だったり、あるいはがんを経験されて克服された方というような、そういう方々の知識であるとか経験だとかということも、子供たちの心に響くのだらうなと思っているのです。外部講師ということについて、県の教育委員会はどうお考えでしょうか。

保健体育課長

外部講師につきましては、元々文部科学省等でがん教育における適任者として、学校医、がん専門医、がん患者、がん経験者等を挙げているところでございますが、本県においても医師会、保健医療部、患者会等のがん教育協議会のメンバーの方々に御協力を頂きまして、そういったモデル事業を実施しているところでございます。

そういった中で、児童・生徒の中には、先ほど委員もおっしゃられましたように、児童・生徒自身が、また保護者や兄弟、そういった方々が正にがんを闘っているようなそういった状況もございますので、単に知識を、そして単に経験を語るということではなく、生徒個別の事情に配慮し、上手に教えていくことは望ましいというように考えています。

こうしたことから、学校の教員と外部の専門家等の連携をとりながら、より効果的ながん教育を進める上で外部講師の活用に努めていきたいと考えております。

小野寺委員

がん対策推進協議会の会議録を見ていましたら、がんの研究者の方なのですが、現場の先生方は、がんを教えなくてはいけないという恐怖感だとか、不安というのにさいなまれているという話を聞きました。本当に当初はもう半分以上の先生が、教えられないのではないかとおっしゃっていたと、これは協議会の調査でそういうことの傾向が出ていたらしいのですが、確かにがんを教えるということになると、生物学的なことだったり、遺伝の話もあれば、またサイバー支援だとか、また精神保健だとかいろいろなことにわたるので、なかなか先生の負担というのも大変なのかなと思っています。

そのハードルを下げるという意味でも、優れた教材が必要になってくると思いますが、これはもちろん国でもいろいろモデル事業に際してつくっていたと承知しているのですが、今、神奈川県でつくっているその教材というのは、こ

れはどういうものなのですか。神奈川県で独自につくったものなのかというように思いますが、どういうものなのか御説明ください。

保健体育課長

がんの教育教材でございますが、平成25年度に県のがん教育協議会の前身でございます県がん教育検討会、ここのがん教育教材について検討が始まりました。そこで、検討を重ねまして平成27年3月に、がんを知ろうというタイトルのDVD教材を作成しました。その中では、がんを体験された方から話を聞いてみようとか、自分のためにできること、また家族のためにできることといった児童・生徒に問い掛けるようなパワーポイントのページも含めまして、生徒に考えさせながら、がんに関する予防、治療、検診等の正しい知識を身につけられるような内容となっております。

小野寺委員

それでは、このがん教育の教材を活用したがん教育授業を受けた生徒、先生、その内容を含めて教えてください。

保健体育課長

実際に保健体育の教員が授業の中で、がん教育教材を活用し、がんの正しい知識を教える講義、そして体験談の紹介などを行っているところであります。この授業を通して教員からは、教材として活用できる可能性、そういったものを広く感じた。そして命の大切さを学び、予防、検診、治療といった流れの中でがんにとどまらず、いろいろな意味で健康とつなげていく、こういった内容になっておりますので、使い勝手の可能性については広く感じたというお声を頂いております。

また、生徒の声も、体験談がリアルに感じられて良かった、そして、生徒たちがグループワークなどで身近なものとして考える姿、子供たちが実際にそれを見て考えること、考える場面ができたということで、いい意見を頂いております。

小野寺委員

それでは、まとめに入りますが、まず一つは、今、外部講師の問題と教材の問題がありました。実際に現場の先生に対しての研修、これが一体どう行われているのか。

最後のまとめの質問になりますが、今後のがん教育の展開についてどう考えているのか、これも併せてお答えをいただきたいと思っております。

保健体育課長

まず一つ目、教員の研修についてでございますが、教員の研修講座を年2回ほど開催されてございまして、研修の中で前半には専門医による講義、後半には研究授業の事例報告などを行いまして、授業実践その進め方について研修を行っているところでございます。

今後のがん教育の展開でございますが、新学習指導要領の実施に向けて、神奈川県がん教育協議会による協議を踏まえながら、前段でもお話ししましたように外部講師の活用の普及、そしてがん教育教材の改善、そして開発、教員研修、こういったものでより効果的なものへ工夫や改善をすることで、がん教育の充実を図り、今は派遣でもがん教育の取組をされていると聞いております。そう

いった情報を広く収集して、学校現場でがん教育の授業がより円滑に行われるように支援をしてまいりたいと考えております。

小野寺委員

それでは、最後に要望を申し上げたいと思いますが、がん教育というのは命の大切さ、そして子供のころから日々の生活習慣というものを考えることができる大変貴重な機会であります。がん教育を受けた子供が家に帰って、親御さんに検診を勧めるなんていう話も聞きましたが、大変そういう意味でも意義があるのかなと思いますし、そういったものを日々の学習活動の中で先生方が生徒に話をするというようなことは一番大事ではありますが、一方で再三申し上げておりますとおり、外部講師の活用もこれは大変説得力を持つという意味で有効であると考えています。

外部講師を活用したがん教育の展開については、東京都が2020年度までに全ての公立の中学校と高校ですか、やっぱり合わせると800校ぐらいあるのですが、そこで専門家による授業を実施するというロードマップを示してこれをしっかり、これは東京都のがん教育の協議会が提言をして、それで教育委員会が採用したということを知っておりますし、京都府も平成25年度から外部医療従事者とがんの経験者のお話を併せて、大体50分から1時間ぐらいの授業をやっていて、実施した学校がそろそろ大体300校ぐらいになるのです。

そういう形で進めているところもありますので、本県においてももしっかり目標とか計画を立てて、先ほど申し上げました外部講師の活用も含めて効果的な授業を行っていただきたいと思います。

そしてまた何よりこの教材もそうですが、この教材もいわゆる保健部局医療部局と共同でおつくりになったと思いますが、専門家の派遣とかいうことになると医師会や拠点病院の協力も大変に重要になってきますので、そうした協力を得るためには、今、申し上げた保健部局医療部局との連携というのも大変重要になってくると思いますので、それもしっかり取り組んでいただいて、今後がん教育の充実を図っていただきたいと要望をさせていただきます。